

○財務省告示第三百九十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十二年十一月八日に発行した利付国債の發行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十二年十二月三日

財務大臣 野田佳彦 債券（十年）（第三百十

四 發行方法	三 用振替法の適用	二 の法律条項及びその根拠	一 号稱及ひ詔
価格を競争に付して行われる入 れ機関は日本銀行とする。	法律へ平成十三年法律第七十五号。 以下「振替法」という。)の規定	平成二十二年度における財政運 営に關する法律(平成二十二年法 律特別会計に関する法律)、平成十 九年法律第一項及び第六十二条第 一項及び第六十二条第一項並びに 社債、株式等の振替に関する法 律へ平成二十三年法律(平成四十 六年法律第二百三十九条第一項並 びに特例等の公債の発行の特例等 に關する法律)、平成二十二年法 律第一項並びに	回付 国庫債券(十年)三百

## 五

ハ 口 イ  
方 募

入価・別債行争非者特国札非	入価法入
札格第参市及入価・別債発競	札格 決
発競Ⅱ加場び札格第参市行争	発競 定
行争非者特国発競I加場 入	行争 の

込募各割各当も各  
み限國り申ての申  
の度債當込るか込  
応額市てみ。らみ  
募の場るの その  
額範特。応のう  
を囲別 募 応ち  
割内参額 募応  
りに加を額募  
当お者案を価  
ていご分順格  
るてとに次の  
。各のより割高  
申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競競と  
入場も加、た価格國定特あ争争す  
札特の者財後格競債め別つ入る  
発別にご務に競争市る参て札札も  
行參よと大行争入場も加、と發の  
一加るに臣わ入札特の者財同行に  
と者發応がれ札發別にご務時一よ  
い・行募各の行參よと大にとる  
う第へ限國る募一加るに臣行い發  
。II以度債入と者發応がわう行  
非下額市札のい・行募各れ。以下  
価一を場で決。う第へ限國る、  
格國定特あ定一I以度債入価一  
競債め別つを及非下額市札格非

七

二

ハ

ロ

払

込 行争非者特国行争非者特国

札非

六

イ

発

入価

金 入価・別債 入価・別債

発競

札格行

額 札格第参市 札格第参市

行争

発競

額 発競II加場 發競I加場

入

行争額

でた条特

でた条特八付一千額發四万兆国項特財う額

三利第別

千利第別五利第別百国項七面行十円三債の例政ち面

千付一會

八付一會十付一會九債の十金し六、千に規等運、金

二國項計

百国項計二國項計十に規万額た条特二つ定に營平額

百債のに

四債のに億債のに七つ定円で利第別百いに關の成で

三に規関

十に規關三に規關億いに、五付一會十て基すた二二

十つ定す

六つ定す千つ定す五て基同千国項計三はづるめ十兆

九いにる

億いにる九いにる千はづ法九債のに億、き法の二九

億て基法

円て基法百て基法六、き第百に規關二額發律公年十

円、づ律

、づ律万、づ律十額發六八つ定す千面行第債度二

額き第

額き第円額き第万面行十十いにる八金し二のに億

面發四

面發四面發四円金し二一て基法百額た条發お円

金行十

金行十額た条億はづ律七で利第行け

額し六

額し六で利第二、き第十一付一のる

十 口 イ 一 発	九 八 振 額 最 替 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 二 十 八 格	八 口 イ 二 争 非 者 特 国 札 非 入 価 發 入 債 ・ 別 債 發 競 札 格 第 參 市 行 爭 發 競 価 發 競 I 加 場 、 入 行 爭 格 日	十 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 發 入 債 ・ 別 債 發 競 札 格 第 參 市 行 爭 發 競 価 發 競 II 加 場 、 入 行 爭 格 日	九 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 發 入 債 ・ 別 債 發 競 札 格 第 參 市 行 爭 發 競 価 發 競 I 加 場 、 入 行 爭 格 日
錢 額 錢 額 面 以 面 金 上 金 額 の 額 百 そ 百 円 れ に ぞ つ れ き の 百 円 応 募 二 十 価 八 格 六	平 す 額 の 成 る の 記 替 。整 載 法 十 二 。數 又 倍 は 規 年 の 記 定 十 金 錄 に 一 額 は よ 月 に 、 百 八 よ 最 振 日 る 低 替 も 額 口 の 面 座 と 金 簿	五 万 円 五百 元 百 四十 八億 六百 九 十 二 万	円 三 千 二 百 四 十 八 億 六 百 九 十 二 万	円 千 八 百 百 五 十 一 千 一 千 六 百 八 十 八 万
				二 五 兆 百 五 十 七 千 三 百 六 十 八 百 四 十 九 十五

十四

初期利子

た期平

金と成控得は出に住時額金にの口るに  
額し二除税外しは者にへ額よに座も係發  
を、十すの国た、又おたにりつにのる行  
支次三る税法金前はいだ百算い記と所時  
払の年こ率人額記外てし分出て載し得に  
う算三とをがに(一)國取、のしは又て税お  
。式月が乗適当の法得当二た、は振がい  
たに二でじ用該算人す該十金前記替源て  
だよ十きたを非式でる國を額記録口泉、  
しり日る金受居にあ者債乗か(一)さ座徵そ  
、算を。額け住よるがをじらのれ簿収の  
支出支)る者り場非発た當算る中さ利  
を所又算合居行金該式ものれ子

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.0}{100} \times \frac{49}{365}$$

(一)

十  
三  
二

の経利入価・別債行  
払過札格第参市及  
込利発競Ⅱ加場び  
み子率行争非者特国

(一)年

む十式は一  
も号に、募・  
のによ払入○  
と規り込決パ  
す定算金定一  
るす出額のセ  
。るしに通ン  
期た加知ト  
日金えを  
に額、受  
払を次け  
い第のた  
込二算者

二 十 十 十 十  
十 九 八 七 六 五

払 者 入 払 元 償 償 後 第  
込 札 場 利 還 還 の 二  
期 參 所 金 金 期 利 期  
日 加 支 額 限 子 以

平 財 日 額 平 利 て を 每  
成 務 本 面 成 子 、 支 年  
二 大 銀 金 三 を そ 払 三  
十 臣 行 額 十 支 の 期 月  
二 か 百 二 払 日 と 二  
年 ら 円 年 う 以 し 十  
十 通 に 九 ° 前 、 日  
一 知 つ 月 六 各 及  
月 を き 二 月 支 び  
八 受 百 十 間 払 九  
日 け 円 日 に 期 月  
た 者 属 に 二  
す お 十  
る い 日

規 下 は 期  
定 、 が  
す 次 そ 銀  
る 号 の 行  
期 及 翌 休  
日 び 営 業  
に 第 業 日  
つ 十 に  
い 六 に  
て 号 支 当  
同 に 払 た  
じ お う る  
。 い へ と  
。 て 以 き

$$\text{額面金額} \times \frac{1.0}{100} \times \frac{1}{2}$$